

国立市議会個人情報の保護に関する方針

1. 議会は、個人情報の保有、利用、提供等に当たり、個人情報の保護に関する法律、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5（2023）年 4 月施行）、国立市個人情報保護条例（平成 14（2002）年 12 月条例第 36 号）、全国市議会議長会作成の「市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」等（以下「法令等」という。）を参照し、適切な措置を講じる。
2. 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、法令等に倣い、必要な事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表する。
3. 何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができる。
4. 議長は、3 の請求に当たり、法令等に倣い、処理する。
5. 議会は、令和 5（2023）年 5 月以降、その保有する個人情報の保護等に関し、条例を定める等の措置を取るものとする。